

IBAプラハ大会に参加して

日本弁護士連合会国際室室長 矢吹 公敏 Yabuki, Kimitoshi



本年9月25日から30日まで国際法曹協会（International Bar Association、略称「IBA」）の年次大会がチェコ共和国の首都プラハで開催されました。「海外法曹だより」のまえがき（自由と正義11月号）で、一部紹介しましたが、これからの日本の弁護士および弁護士会にとって示唆に富む分科会が多かったことから、本号で報告いたします。

1 プラハ大会での注目すべき議論

(1) 世界のマナーロンダリング規制と弁護士へのチャレンジ

EUのマナーロンダリング第三指令が成立し、弁護士、特に国際業務を行う弁護士の実務に相当の影響を与える可能性があります。この指令は、弁護士に、取引の実質的受益者を調査する義務や依頼者の監査義務を課することになり、2007年9月20日までに各国が施行する義務を負っていますが、他方、EU加盟各国では、第二指令も十分に実施されている状況ではなく、弁護士会からの反発も強い状況です。

米国ABAの特別タスクフォース担当者は、ABAは、疑わしい取引の報告義務およびティップ・オフルール of のいずれも反対しているとのことでした。米国では、依頼者秘匿特権は、50州のそれぞれの規制であり、連邦法であるマナーロンダリング規制とは相容れない点特徴的です。米国政府も、このマナーロンダリング規制を検討していますが、すでに愛国者法（Patriot Act）があり、それで十分対応できるのではないかと考えているようです。

すでにマナーロンダリング規制が長年実施されている英国の弁護士からは、英国では、大手以外の弁護士事務所にも疑わしい取引の報告を担当する専門職が選任されて、所属弁護士からのレポートを事前に検討し、またマナーロンダリングに関するトレーニングを行っている、との報告がありました。

我が国でも、いよいよ来年にはマナーロンダリング規制に関する立法が予定されていますが、注目して下さい。

(2) 弁護士倫理の世界標準化の動き

法律実務の国際化が進む中で、各国でまちまちな弁護士倫理について、統一のとれた弁護士倫理、特に国境を越えて実務を行う国際業務に携わる弁護士について共通の弁護士倫理を作成することが可能か、検討するセッションがありました。

英国では、クレメンティレポートが発表されてから、法律サービスの所有の自由化など、弁護士の根源的価値（コバリュウ）と弁護士業の自由化・弁護士業務への苦情処理との相克が問題となっています。弁護士のコバリュウとされるものは、①職務の独立、②誠実性（インテグリティ）、③依頼者の最善の利益保護、

④守秘義務および⑤利益相反回避とされています。

セッションでは、21世紀の弁護士倫理はこれまでの伝統的な弁護士倫理と異なるのか、弁護士のコバリュウと公益保護の相克に弁護士倫理がどのように対応するのか、討議がなされました。

IBAでは、弁護士職全体に適用される弁護士倫理のハーモナイゼーションがこれから必要であると考えているようです。他方、国内業務に適用のある倫理はまちまちであり、これを統一化することは困難であるとの意見もありました。例えば、守秘義務と弁護士秘匿特権は異なる概念であるし、弁護士が証人と証人尋問前に打ち合わせることを倫理違反とする国とこれを準備のために必要であるとする国があるという違いがあります。

日弁連でも、昨年弁護士職務基本規程が施行されましたが、更に改善し、よりよい倫理基準を目指す努力が必要だと思います。

(3) 外国の弁護士の受入れについて

WTOワーキンググループでは、外国の弁護士を受け入れについて討議されました。弁護士制度は各国の法文化に根付いており、外国弁護士を自由に受け入れるとその制度が崩壊するという意見や外国弁護士の受入れによって、先進国の優れた実務を学ぶことができるという意見、外国弁護士の受入れは、経済問題でもあり、受入国の弁護士の需給に悪影響を与えるものであってはならないという指摘、外国弁護士を受け入れないと対象国への経済投資に支障をきたすという指摘などがありました。

我が国でも、外弁法が改正され、本年4月から弁護士と外国法事務弁護士との共同事業や外国法事務弁護士による弁護士の雇用が認められるようになりました。さて、上記のような議論の行方はどうなるのでしょうか？

2 IBAへのお誘い

弁護士業務の国際化にともない、世界の弁護士が直面する問題が我が国にも直接影響するようになりました。上記のようなマナーロンダリング規制、WTO GATS 問題がその典型ですが、英国クレメンティ・レポートに記載されたコンシューマリズムに端を発する紛議調停・網紀懲戒制度の改革もこれからの課題です。こうした、世界の議論に積極的に参加し、情報を収集することが必要です。

日弁連の会員も是非IBAに参加して、ご自身の専門分野の幅を広げると同時に、移り変わる世界の法曹の動きに直に触れていただければ幸いです。

IBA参加のお問い合わせは、日弁連国際課（電話03-3580-9741）までお問い合わせ下さい。